

平成18年2月15日
農 林 水 産 省

米の先物取引の試験上場に関する生産調整方針作成者の考え方についての調査について

1 調査の趣旨・目的

昨年12月に東京穀物商品取引所及び関西商品取引所から米の試験上場申請があり、今後、商品取引所法に基づいて、本年3月29日から4月28日までの間に農林水産大臣が認可・不認可の判断を行うこととなる。

商品取引所法においては、米の生産及び流通に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断の要点であり、今回の判断に資する要素の一つとして、生産調整を実際に担っている生産調整方針作成者の先物取引の影響に関する考え方について把握することも必要である。

このため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）に基づき生産調整の実施者として生産調整方針の認定を受けている全国約2,000の団体・業者・個人に対して、先物取引の影響に関する考え方を調査することとする。

この調査の内容は、米の生産の状況に関連する事項であるので、食糧法第51条に基づく調査として実施する。

2 日 程

調査開始	2月15日
本省への報告期限	2月末を目途
調査結果の公表	3月29日（水）の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で報告

〔問い合わせ先〕
総合食料局食糧部計画課企画班
担当：野添・田口（内線 5727・5729）
電話：03-3502-8111（代表）
：03-3591-7889（直通）

質問事項

生産調整方針作成者の名称：
担当者氏名：
連絡先：

本調査を記入する担当者のお名前及び連絡先（電話番号）を右上部欄に記入していただき、以下の1及び2の質問についてあてはまる番号に を付し、該当がありましたら3～5について記入願います。

1 . 東京穀物商品取引所と関西商品取引所が米の先物取引の試験上場の申請を行ったことはご存知ですか。
また、その内容（別紙）はご存知ですか。

はい（内容を知っている）・ はい（内容は知らない）・ いいえ

2 . 仮に、今回の試験上場の申請が認可され、先物取引市場が開設された場合、18年産米を含め今後の米の生産調整への取組や、水田農業の担い手となる生産者の育成・確保や経営の安定に支障を及ぼすものとお考えですか。

はい・ いいえ・ 分からない

3 .（2で「はい」と答えた方）
生産調整等にどのような影響を与えるかについて、そのお考えを具体的に記入して下さい。

[]

4 .（2で「いいえ」又は「分からない」と答えた方）
その理由について、特段のお考えがありましたら記入して下さい。

[]

5 . その他

以上

(別紙)

東京穀物商品取引所・関西商品取引所からの米の上場申請について

1. 上場商品の概要

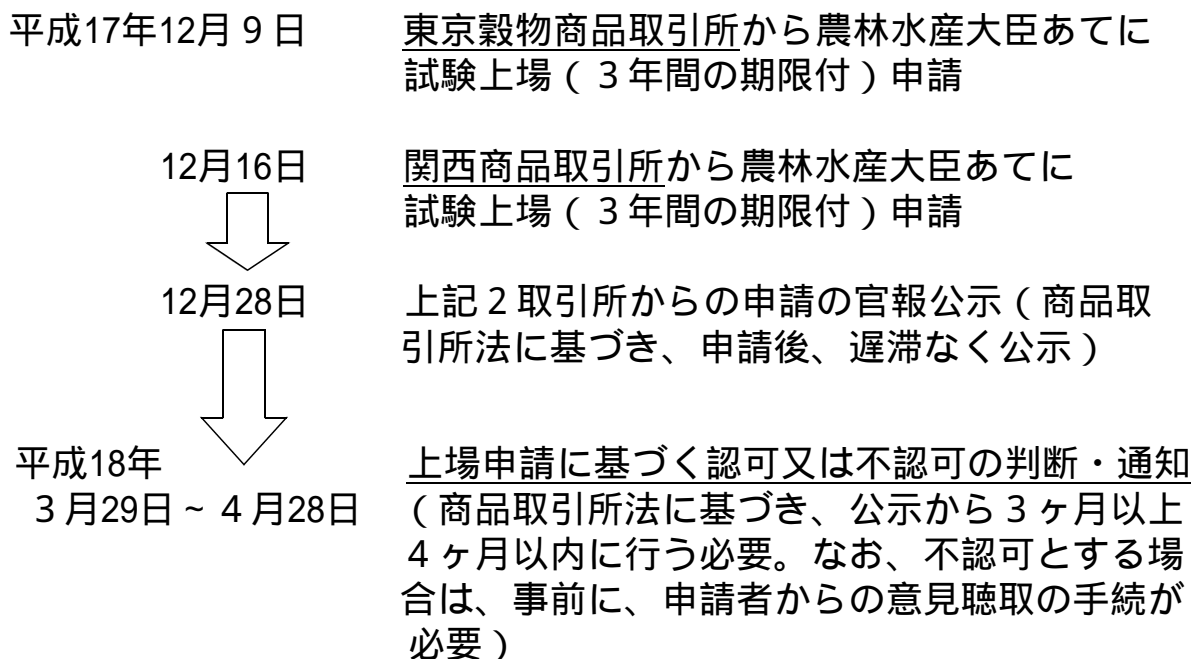
(1) 東京穀物商品取引所の米の先物取引試験上場に係る定款変更申請の要旨

申請年月日	平成17年12月9日
上場商品	米穀
開設期限	認可後、取引所で取引を開始してから3年間

(2) 関西商品取引所の米の先物取引試験上場に係る定款変更申請の要旨

申請年月日	平成17年12月16日
上場商品	米穀
開設期限	認可後、取引所で取引を開始してから3年間

2. 経過及び今後の日程



3. 先物取引の試験上場の認可・不認可の判断基準

以下に該当しない場合は認可しなければならない。(商品取引所法)

先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと。

生産及び流通に著しく支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあること。

米の先物取引に関するヒアリング・意見交換における意見の概要

意見の主要項目	先物取引の機能に関する意見	試験的導入や導入の時期に関する意見	現物取引との関係に関する意見	現実に想定される市場の規模、取引等に関する意見	米政策改革、生産調整、担い手育成・確保による水田農業の構造改革等の政策との関係に関する意見
1 米の先物取引の機能・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクヘッジ機能、栽培の見通しを立てるシグナルとなる先行価格指標の提示機能のため先物取引は必要。 ・ 価格変動を前提とする先物取引の導入は、米価格の維持安定を目指す方向とは異なる。 ・ 参加するかしないかは当事者の判断。 ・ 米を投機目的の市場の対象とすべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクヘッジ、先行価格指標提示のため先物を導入すべき時期。 ・ やってみて分からない部分があるので実験的に導入という仕組みがあるのではないか。 ・ 試験上場をノーというのは難しいと思う。 ・ 規制緩和は進んだが、完全に自由取引に移行したと見るのは時期尚早であり、今後の推移を見て適時適切に判断すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物市場（コメ価格センター）の価格形成が実勢と乖離している面があるので、先物取引導入は一つの選択肢。 ・ コメ価格センターの市場機能を整備することが優先課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内市場のみで、価格形成やリスクヘッジ機能が働くのか疑問。 ・ 必要な機能が十分発揮されるには、当業者と投資家双方の十分な参加が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整研究会において取りまとめられたとおり、生産調整を実施している現状では導入すべきでない。 ・ 水田農業の構造改革が進めば、先物取引が市場シグナルとなり得るが、現状では困難。 ・ 先物価格のシグナルにより、生産調整が混乱し、水田営農システム（生産調整、過剰米処理、担い手育成確保等）が崩れるおそれ。
2 米政策との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国では、価格変動と所得安定のための不足払いが組み合わされており、我が国の需給調整システムとは異なる。 ・ 生産調整と先物市場は併存し得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18～19年は米改革の正念場であり、そのような時期における導入はわからないので慎重に検討すべき。 			
3 米の生産・流通との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクヘッジ、先行価格指標の機能は生産者にとってもプラス。 ・ 先物取引に参加することによる損得の問題と、リスクヘッジ等の機能を整備することとは峻別する必要。 ・ 米価低下傾向のもとでは、リスクヘッジ取引に限定しても更に差損が発生し、農業経営、農協経営への影響が懸念される。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の商品と同様の仕手戦のような事態も想定され、十分な市場監理措置がとられる必要。 ・ 国による相当規模の売買がある中で、情報格差による公正な取引への影響が懸念される。 	
4 その他（先物利用が関係者に幅広く理解されているか）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者にとって先物取引という言葉に不信感・不安感があり、消費者・国民の理解を得る必要。 			

(参考)

商品の現物先物取引について

商品の現物先物取引とは、売り手と買い手が、将来の一定の期日に商品の現物とその対価の受渡しを約束する売買取引をいいます。ただし、売買取引の対象となっている商品の転売・買戻しをしたときは、差金の受渡しによって、決済することができません。約束を履行する最終期限の月を限月（げんげつ）と呼び、各限月の最終立会日である納会日までに転売・買戻しによって差金決済するか、又は現物（倉荷証券など）の受渡しにより決済して取引を終了しなければなりません。

商品の現物先物取引は、商品取引所法に基づき、一定の要件を備える当業者（生産者、流通加工業者など）及び許可を得て受託業務を行う商品取引員を会員とする商品取引所（例：東京穀物商品取引所、関西商品取引所）において行われます。このような商品取引所は、商品取引所法に基づき農林水産大臣又は経済産業大臣の監督の下で運営されています。

商品取引所においては、会員である複数の売り手と買い手の間で競争売買が行われ、売買数量が一致する価格で値決めが行われます。会員でない当業者や一般投資家は、商品取引員に委託して取引に参加することができます。なお、取引に参加するためには、取引証拠金（取引の担保金。決済終了後返還される。）と委託手数料を支払う必要があります。

このような現物先物取引を利用することによって、当業者は商品の価格変動から生ずるリスクを回避することができます。すなわち、現物先物取引は、価格変動に伴う経営上のリスクをヘッジする（保険をかける）役割を果たします。具体的には、現物取引と先物取引との関係で、現物市場で売ろうとする時は、先物市場でも売付け（決済時に買戻し）を行っておきます。一方、現物市場で買い付けようとする時は、先物市場でも買付け（決済時に転売）を行っておくのです。

そうすることにより、その後市場価格が値上がりしても値下がりしても、現物の損益と先物の損益が相反するので、この相反する損益を相殺すると、現物の損益が帳消しされてゼロとなり、価格変動リスクが解消されます。

このような先物取引の仕組みについて、

- 販売計画を持っていて、希望する価格で売りたいと思っている生産者が、先物取引を利用してリスクを回避する例
- 仕入れ計画を持っていて、希望する価格で買いたいと思っている流通業者が、先物取引を利用してリスクを回避する例

を別紙（生産者の例が1枚目、流通業者の例が2枚目）でお示しします。

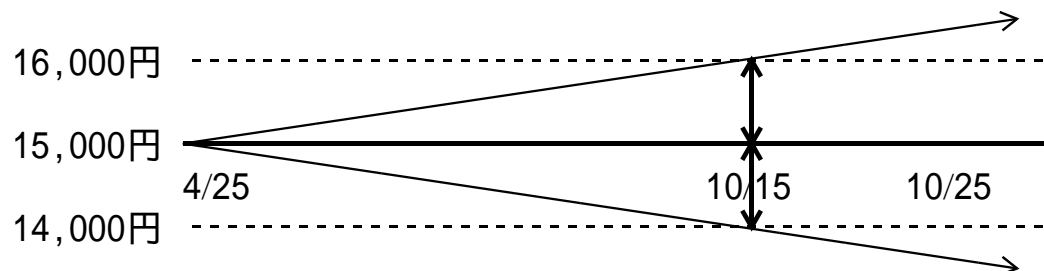
さらに商品先物取引についてお知りになりたい方は、農林水産省総合食料局ホームページ（<http://www.syokuryo.maff.go.jp>）にある「商品取引関連情報」をクリックして下さい。

商品先物取引のリスクヘッジ

< 事例 > 4月25日に取引開始、10月25日決済期限

売る約束（売建）の場合

- ・ 手持ち商品の価格下落による現物市場における損失を先物取引の利益でカバー。
- ・ 決済時に取引開始時点の価格で引渡すことができる。



〔10月に15,000円で販売したいと考えている者が、4月25日に、先物10月限の価格が15,000円となったことから、この価格で売建〕

(1) 10月15日に現物を販売し、先物市場では買戻しによる差金決済を行う場合

価格値上がり時

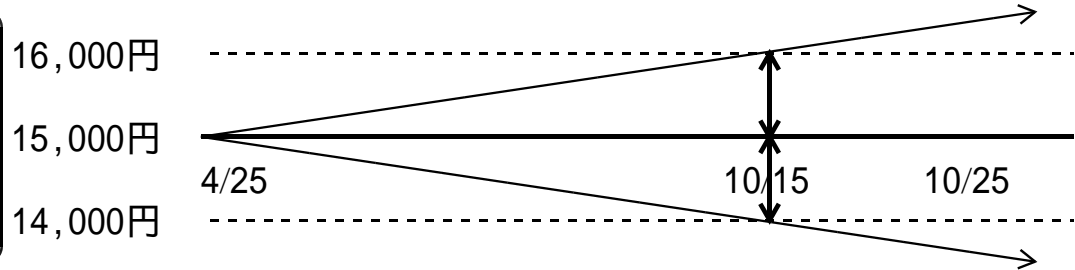
現物	販売計画	実際の販売	差し引き
	15,000円	16,000円	+ 1,000円
先物	売建	買戻し	差し引き
	15,000円	16,000円	- 1,000円
計	-	-	0

価格値下がり時

現物	販売計画	実際の販売	差し引き
	15,000円	14,000円	- 1,000円
先物	売建	買戻し	差し引き
	15,000円	14,000円	+ 1,000円
計	-	-	0

(2) 差金による決済をせず、10月25日に売渡しによる決済を行う場合
4月に売建てした15,000円で現物を引渡す。

買う約束（買建）の場合
 ・現物の仕入れ価格の上昇を、先物取引の利益でカバー。
 ・決済時に取引開始時点の価格で購入できる。



〔10月に15,000円で仕入れたいと考えている者が、4月25日に、先物10月限の価格が15,000円となったことから、この価格で買建〕

（1）10月15日に現物を仕入れ、先物市場では転売による差金決済を行う場合

価格値上がり時

現物	仕入れ計画	実際の仕入れ	差し引き
	15,000円	16,000円	- 1,000円
先物	買建	転売	差し引き
	15,000円	16,000円	+ 1,000円
計	-	-	0

価格値下がり時

現物	仕入れ計画	実際の仕入れ	差し引き
	15,000円	14,000円	+ 1,000円
先物	買建	転売	差し引き
	15,000円	14,000円	- 1,000円
計	-	-	0

（2）差金による決済をせず、10月25日に受渡しによる決済を行う場合
4月に買建てした15,000円で現物を受け取る。